

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(有価証券信託受益証券)</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。</p> <p>イ 受託有価証券</p> <p>ロ 受託有価証券に係る受取配当金、利息、その他の給付金</p> <p>ハ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第二百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)</p> <p>第二条の七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、<u>社債等振替法</u>第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株</p>	<p>(有価証券信託受益証券)</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)</p> <p>第二条の七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第二項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一</p>

式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ (略)

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券（株券、新株予約権証券、

新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）の所有者が次

項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十一条の二 法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券の売出しに該当しないもの

イ (略)

ロ 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

に掲げる者に該当する場合における当該有価証券の売出し

(1) (4) (略)

ハ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイ及びロに掲げる者から当該者が保有する当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

二 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 九 (略)

九の二 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合

次に掲げる事項

イ 当該株主総会が開催された年月日

ロ 当該決議事項の内容

ハ 当該決議事項(役員を選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項)に對する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(1) (4) (略)

ハ 当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

二 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 九 (略)

(新設)

二 八の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権（株主の代理人による代理行使に係る議決権及び会社法第三百十一条第二項の規定により出席した株主の議決権の数に算入する議決権を含む。）の数の一部を加算しなかつた場合には、その理由

九の三 (略)

九の四 (略)

十十九 (略)

3
3
11 (略)

九の二 (略)

九の三 (略)

十十九 (略)

3
3
11 (略)

○ 企業統治の向上に関する取組方針（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (56) (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況</p> <p>a <u>提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。 また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b <u>内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その事実）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> また、内部統制部門、内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c <u>提出会社の社外取締役及び社外監査役（以下この様式において「社外役員」という。）の員数及び社外役員と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> また、当該社外役員が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割並びに社外役員と内部統制部門及び監査との連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 社外取締役を選任していない場合にはその旨、その理由及びそれに代わる社内体制その他の社外役員を選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に記載すること。</p> <p>d <u>提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このdにおいて同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったものをいう。以下このdにおいて同じ。）について、各役員（報酬等の額（当該役員が主要な連結子会社の役員である場合には、当該連結子会社から受ける役員の報酬等の額を含む。）が1億円以上である者に限ることができる。）ごとに役員の報酬等の種類別（金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の区分をいう。以下このdにおいて同じ。）の額を記載すること。</u> また、取締役、監査役又は執行役ごと（社外役員がいる場合は、社外役員以外と社外役員に区分すること。）の報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の有無及び当該方針を定めているときは当該方針の内容及び決定方法を記載すること。</p> <p>e <u>提出会社の株式の保有状況について、以下のとおり記載すること。</u> (a) <u>提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に規定する投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、当該会社の所</u></p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (56) (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況</p> <p>a <u>提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。 また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b <u>内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>c <u>社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。以下このeにおいて同じ。)に該当する株式(当該会社が信託財産として保有するものを除く。以下このeにおいて「投資株式」という。)のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。また、投資株式(保有目的が純投資目的以外の目的であるものに限る。)について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合は、銘柄、株式数、貸借対照表計上額を記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的を具体的に記載すること。この場合、提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載することとし、当該株式につき当該権限を有する旨を欄外に記載すること。

(i) 銘柄別による有価証券の最近事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の最近事業年度の資本金額(財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額。以下このeにおいて同じ。)の100分の1を超える場合

(ii) 銘柄別による有価証券の最近事業年度の前事業年度の貸借対照表計上額が提出会社の当該前事業年度の資本金額の100分の1を超える場合

(iii) 提出会社における最近事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄に該当する場合

(b) 投資株式(保有目的が純投資目的であるものに限る。)を金融商品取引所に上場されている株式(認可金融商品取引業協会に登録されている株式を含む。)とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額を記載すること。なお、当該最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数、貸借対照表計上額を記載すること。

(c) 提出会社が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。)に該当する場合における当該提出会社及び連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額(以下このeにおいて「投資株式計上額」という。)が最も大きい会社(当該会社の投資株式計上額が提出会社の最近事業年度における連結投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券をいう。)に区分される株式の貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合は、当該最も大きい会社及び投資株式計上額が次に大きい会社)が保有する株式についても、提出会社の保有する株式と区分して、この(a)及び(b)に準じて記載すること。この場合、(a)の(i)及び(ii)における資本金額は提出会社の資本金額とし、(a)の(iii)については、当該最も大きい会社について貸借対照表計上額の大きい順に上位30銘柄、その他の会社について上位10銘柄を記載するものとする。

f~k (略)
(58) ~ (87) (略)

d~i (略)
(58) ~ (87) (略)

改正案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近事業年度に係る有価証券報告書及び最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半 期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間 において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じ た場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事 項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c (3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に 記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を 具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項 を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正案	現行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書（dにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての <u>有価証券報告書等</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての<u>有価証券報告書</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</p> <p>(2)～(66) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</p> <p>(2)～(66) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (13)</p> <p>(14) コーポレート・ガバナンスの状況 第二号様式記載上の注意 (57) に準じて記載すること。</p> <p>(15) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (13)</p> <p>(14) コーポレート・ガバナンスの状況 第二号様式記載上の注意 (57) <u>a</u> に準じて記載すること。</p> <p>(15) ~ (46) (略)</p>